

12月の会費は25日までに事務所へお届け下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

発行：2014年12月22日

No. 118

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

# 名古屋北部民商ニュース

## 黒川支部 忘年会を行いました

12月13日(土)「中華料理・華膳」にて黒川支部忘年会が開催されました。支部長の加藤継四郎さんはじめ、計15名が参加。うち、7名が女性ということもあり、非常になごやかな雰囲気となりました。井浪さんが乾杯の音頭をとった後、美味しい料理や飲み物を囲みながらそれぞれ近況を報告。1月に提出を控えている年末調整に関する話題のほか、「自営業者は社会保険の手続きや金額の計算が大変」と業者婦人の皆さんがこぼされていました。新しく入会した会員3名の紹介もあり、「この仲間で来年からも支部活動を頑張りましょう」と支部長の加藤継四郎さんが力強く話されていました。



### 「新春のつどい」を開催します

2015年1月24日(土) 19時より、  
鳩岡ホール(鳩岡の家 3階)にて「新春のつどい」を開催します。会員同士顔を繋ぐ機会として、是非ご参加下さい。参加費など、詳細が決まり次第お知らせ致します。

日時 2015年1月24日(土)

19:00～

場所 鳩岡の家 3階「鳩岡ホール」  
(北区鳩岡1丁目1番地の5)

地図は後日配布のチラシをご覧ください

### 年末年始のお共に、干柿はいかがですか？

婦人部の「得とくフェスタ」でおなじみの干柿(市田柿)を今年もよろしくお願い致します。1袋当たり400グラム(15～16個入り)、800円(税込)で販売します。冷蔵庫で約1年間保存が効きますので、この機会にまとめ買いはいかがでしょう？

・干柿(15～16個入り) 800円(税込)

のりもあります！

・酢付のり(全形 25～30枚) 550円(税込)

手巻き寿司やのり巻きに便利です。

・塩付のり(半形 50～60枚) 550円(税込)

おにぎりに巻くと美味しいですよ。

☆ご注文は、ファックスにてお願い致します

503-9323(塚越)

### 紙上「遺言」講座 第1回

今回からは遺言についてお話しします。私の目標は、このシリーズにお付き合いいただいた皆さんに、実際に遺言を書いていただくことです。「遺言」は一般的には「ゆいごん」と読めますが、法律上は「いごん」と読むのが正解です。遺言というものがあるということは皆さんご存じでしょうが、これは何のために書くのでしょうか。一番の目的は、残された家族が頭を悩ませたり、時には争いになってしまうことを防ぐためです。人が亡くなると「相続」というものが発生しますが、誰が相続人となるか、それぞれの取り分(相続分)がどれだけか、といったことは「民法」という法律にちゃんと書いてあります。しかし、亡くなられた方がどのような財産を持っているかということは千差万別です。そのため、取り分だけが決められていたとしても、実際に誰が何を受け取ったらいいいのかという問題は残されてしまいます。また、法律で決められた取り分というのは、それぞれの事情に応じて柔軟に変えることが出来ません。たとえば、ずっと親を介護していた人と、長年音信不通だった人でも、兄弟であれば取り分は法律上同じです。法律だけではこのような限界があるため、それぞれの事情、それぞれの家族に合った相続を実現するために、遺言というものを書く意味があるのです。しかし、遺言の内容がいい加減であつては、争いを防ぐどころか、さらに別の争いを生むことにもなりかねません。そのようなことがないように、ぜひこの「紙上講座」を利用して、皆さん遺言について学んでみてください。具体的な話はまた次回に。

2014年12月 弁護士 鈴木哲郎(名古屋北法律事務所)

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金  
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。